



県章

山形県公報

令和7年4月11日（金）

第594号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則を廃止する規則……………（河川課）…381

告示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による
指定区域の指定……………（循環型社会推進課）…382

○山形県男女共同参画センターの休館日……………（多様性・女性若者活躍課）…同

○山形県男女共同参画センターの利用料金……………（同）…同

○昭和41年4月県告示第423号（山形県果樹奨励品種）の一部改正……………（農業技術環境課）…383

○昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部改正……………（同）…同

○第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課）…同

○土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…388

○土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…同

○土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…389

○土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同

○同……………（同）…同

○同……………（同）…同

○公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…390

○市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同

○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

○山形県生涯学習センターの休館日……………（教育局）…391

○山形県生涯学習センターの利用料金……………（同）…同

公告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………（こころの医療センター）…394

規則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年4月11日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第32号

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則を廃止する規則

ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則（昭和45年県規則第1号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第303号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定区域	埋立地の区分
鶴岡市大荒字大戸前19番 3	令第13条の2第1号の埋立地
鶴岡市大荒字大戸前42番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号の埋立地
村山市大字大淀字小滝613番1の一部、618番1の一部、618番2の一部、648番9の一部、660番1の一部、662番3の一部、671番1の一部、673番の一部、692番2の一部、692番4の一部、695番1の一部、699番の一部、700番1の一部及び700番2の一部	規則第12条の31第2号の埋立地

山形県告示第304号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- （1）毎月第1月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年3月31日まで

山形県告示第305号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前 9 時から午後 0 時 30分までの間	午後 1 時から午後 5 時 までの間	午後 5 時30分から午後 9 時までの間	左記の時間帯全て
学 習 室	2, 240円 （1 時間当たり 640円）	2, 560円 （1 時間当たり 640円）	2, 240円 （1 時間当たり 640円）	6, 330円

保育設備付 き学習室	940円 （1時間当たり270円）	1,080円 （1時間当たり270円）	940円 （1時間当たり270円）	2,660円
---------------	----------------------	------------------------	----------------------	--------

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっては、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室又は保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。
- 2 適用期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第306号

昭和41年4月県告示第423号（山形県果樹奨励品種）の一部を次のように改正する。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 4 おうとうの項に次の1項を加える。
山形C12号（令和7年）
山形県農業総合研究センター園芸農業研究所において育成した品種である。
紅秀峰を種子親の母とし、レーニアと紅さやかの変種系統を花粉親の父とした品種である。
開花期は紅秀峰とほぼ同時期で、佐藤錦よりも4日程度早い。
収穫期は6月下旬頃で、佐藤錦の収穫期後半から紅秀峰の収穫期までとなる。
果実の果形は、腎臓形で、果重は11～12グラムと大玉である。
果肉色は白色であり、裂果は少ない。糖度は20度程度であり、酸味がやや少なく、肉質が硬く、食味は良好である。
県内一円に適する。

山形県告示第307号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 水稻の項出羽きらり（でわきらり）（平成27年）の項を削る。
- 9 とうもろこしの項を次のように改める。
- 9 削除
- 32 おうとうの項山形C12号（令和3年）の項を削る。

山形県告示第308号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 （1）漁業権者の名称及び所在地
イ 名 称 県南漁業協同組合
ロ 所在地 米沢市舘山二丁目2-21
- （2）漁業権の免許番号
内共第2号

(3) 変更の内容

第5条第3項中「大樽川」を「大樽川・鬼面川」に改める。

第8条第3項の表中「満80歳以上であることを証する書面を有する者」を「年齢が満80歳以上であり、通算3年以上当組合の組合員であった遊漁者」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年4月1日

2 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 西置賜漁業協同組合

ロ 所在地 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1

(2) 漁業権の免許番号

内共第3号

(3) 変更の内容

第5条の表中 「

大実淵川	西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内実淵川上流小実淵川との合流点から上流端まで
------	------------------------------------

」を

「

大実淵川	西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内実淵川上流小実淵川との合流点から上流端まで
五貫沢	長井市平野地内切立沢との合流点から上流全域（国有林で森林生態系保護地域保存地区に属する区域）

」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年4月1日

3 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 最上川第二漁業協同組合

ロ 所在地 西村山郡河北町谷地字山王23番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

(3) 変更の内容

第3条に次の1項を加える。

9 次の表の(ア)欄に掲げる漁具・漁法により、(イ)欄に掲げる水産動植物を対象とした遊漁は、(ウ)欄に掲げる区域内及び(エ)欄に掲げる期間中でなければならない。

(ア) 漁具・漁法	(イ) 水産動植物の種類	(ウ) 区 域	(エ) 期 間
がら掛け（掛け釣り）	あゆ	東村山郡中山町小塩地先から村山橋下流端まで、並びに西村山郡河北町谷地橋下流端より下流1キロメートルまでの最上川	組合が定めて公示する日から10月31日まで

第4条第1項の表中「3月1日」を「4月1日」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年4月1日

4 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 小国川漁業協同組合

ロ 所在地 最上郡舟形町舟形4723番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第11号

(3) 変更の内容

第5条第3項の表中「8月10日」を「8月1日」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年4月1日

5 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 最上漁業協同組合

ロ 所在地 最上郡真室川町大字新町字天神460番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第13号

(3) 変更の内容

第3条に次の3項を加える。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
すくい網	間口 1.2メートル以下
たも網	網口径1.0メートル以下
投網	全長 4メートル以下
刺し網	全長15メートル以下（目合い27ミリメートル以上）
	網丈1.5メートル以下

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 一枚網以外の刺し網
- (2) 刺し網を設置して漁場を離れる漁法
- (3) 潜水具を使用する漁法
- (4) 船外機を使用して水産動植物を追い、刺し網でとる漁法

- 4 次の表の左欄に掲げる水産動植物について、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる区域内でなければならない。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	区 域
あゆ	ルアー釣り	米坂橋から岩津橋までの鮭川
	がら掛け	向井橋から下流の鮭川

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年4月1日

6 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 赤川漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市本町三丁目3番20号

(2) 漁業権の免許番号

内共第15号、内共第16号及び内共第17号

(3) 変更の内容

第3条第2項中「漁具・漁法に」を「水産動植物の、中欄に掲げる漁具・漁法に」に、「規模の」を「統数又は規模の」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動植物の種類	漁 具 ・ 漁 法	統 数 又 は 規 模
あゆ	巻網（刺し網）	肩長25メートル以内
うぐい（はや）	巻網（刺し網）	肩長15メートル以内
こい、ふな	巻網（刺し網）	1枚12メートル以内5枚まで
かじか	かじかせん（筒）	3ケ以内
やつめうなぎ	やつめせん（筒）	10ケ以内
やまめ、いわな、に じます、ひめます	刺し網	5枚各12メートル以内
全魚種	たも網、すくい網	間口2メートル以内
	投網	肩長4メートル以内
	もんどり網	5ケ以内
	竹せん（杉皮せん）（筒）	20ケ以内
もくずがに	どう、かご	5ケ以内

第5条の表中

あゆ	徒手採捕、釣り、友釣り、 掛け釣り（がら掛け）	組合が定めて公示する日から10月31日まで
	投網、巻網（刺し網）	大山川（八沢川）にあつては9月1日から10月31日まで 赤川（大山川を除く。）、京田川水系にあつては8月1日から10月31日まで
こい、ふな	巻網（刺し網）	赤川水系にあつては2月1日から9月19日まで
		京田川水系にあつては2月1日から9月30日まで

を

あゆ	徒手採捕、釣り、友釣り	組合が定めて公示する日から10月31日まで
	掛け釣り（がら掛け）、投網、巻網（刺し網）	9月1日から10月31日まで
うぐい（はや）	徒手採捕、釣り、たも網	4月1日から9月30日まで
	投網、刺し網、もんどり網、すくい網	周年
こい、ふな	徒手採捕、釣り、たも網	4月1日から9月30日まで
	巻網（刺し網）	赤川水系にあつては2月1日から9月19日まで

に、

		京田川水系にあっては 2 月 1 日から 9 月 30 日まで
--	--	---------------------------------

「ひめます」を「ひめます、かじか」に、

さくらます	全漁具・漁法	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
-------	--------	----------------------

さくらます	全漁具・漁法	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
やつめうなぎ	全漁具・漁法	4 月 1 日から 5 月 9 日まで 7 月 1 日から 8 月 31 日まで

改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 6 年 4 月 1 日

7 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 山戸漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市山五十川甲 406

(2) 漁業権の免許番号

内共第 20 号

(3) 変更の内容

第 4 条第 1 項の表中「翌年の 4 月 30 日」を「12 月 31 日」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 6 年 4 月 1 日

8 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 温海町内水面漁業協同組合

ロ 所在地 鶴岡市小名部字千田 98 番地 1 号

(2) 漁業権の免許番号

内共第 21 号、内共第 22 号及び内共第 23 号

(3) 変更の内容

第 4 条第 1 項の表中「3 月 1 日」を「4 月 1 日」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和 6 年 4 月 1 日

9 (1) 漁業権者の名称及び所在地

イ 名 称 小国町漁業協同組合

ロ 所在地 西置賜郡小国町大字岩井沢 836 番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第 24 号

(3) 変更の内容

第 5 条の表を次のように改める。

水産動植物の種類	区 域	期 間
かじか、うぐい (はや)	西置賜郡小国町大字小渡地内小渡橋から下流 100 メートルの地点までの荒川	3 月 1 日から 6 月 30 日まで
	西置賜郡小国町大字船渡地内沖庭橋から上流 100 メートルの地点までの荒川	
	西置賜郡小国町大字町原地内平和橋から上流 100 メートルの地点までの横川	

わかさぎ	横川ダム湖から上流の横川及びその支流	4月1日から 6月30日まで
全魚種	西置賜郡小国町大字小坂地内赤坂橋から下流重化学工業用水堰堤までの横川	周年
	西置賜郡小国町大字朝篠地内朝篠堰堤から下流300メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字伊佐領地内大石頭首工から下流200メートルの地点までの横川	
	西置賜郡小国町大字中田山崎地内玉川第二発電所取水堰から上流100メートル及び下流200メートルの地点までの玉川	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内西ノ俣沢と玉川との合流点から上流の西ノ俣沢	
	西置賜郡小国町大字小玉川地内玉川発電所取水堰から上流100メートル及び下流200メートルの地点までの内川及び玉川	
	西置賜郡小国町大字樋の沢地内樋の沢と荒川との合流点から上流及び下流それぞれ300メートルの地点までの荒川	
	西置賜郡小国町大字片貝地内片貝沢と玉川との合流点から上流の片貝沢	
	西置賜郡小国町大字綱木箱口地内横川ダムから上流250メートル及び下流100メートルの地点までの横川	

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
令和6年4月1日

山形県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
大江町土地改良区
- 事務所の所在地
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
- 認可年月日
令和7年4月4日

山形県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 英 俊	最上郡最上町大字大堀253番地

山形県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	二 戸 邦 幸	最上郡最上町大字大堀239番地

山形県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
- 3 認可年月日
令和7年4月2日

山形県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
令和7年4月2日

山形県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
令和7年4月2日

山形県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市内
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年11月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画地区計画
(2) 名称 天童原地区地区計画
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第317号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8 月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中	「	〃	城南支店	〃	城南町二丁目 7 番 2 号	〃	〃	を
		〃	銅町支店	〃	銅町二丁目 7 番 1 号	〃	〃	

〃	城南支店	〃	城南町二丁目 7 番 2 号	〃	〃	に、

〃	市南支店	〃	上町四丁目13番 13号	〃	〃	を
〃	門伝支店	〃	大字門伝1021番 地	〃	〃	

「	「	門伝支店	「	大字門伝1021番地	「	「	に、
」	」	神田支店	東京都新宿区西新宿七丁目21番 3 号	「	「	」	を
「	「	神田支店	東京都新宿区西新宿七丁目21番 3 号	「	「	」	に改める。
	山形信用金庫 銅町支店	山形市相生町 8 番29号	「	「	」		
	「	市南支店	「	城南町二丁目 7 番 2 号	「	「	
	」						」

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 14 日から施行する。

山形県告示第318号

山形県生涯学習センター条例（平成 2 年 7 月県条例第25号）第 8 条第 2 項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休館日
- (1) 毎月の第 1 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 2 条に規定する文化の日（以下「文化の日」という。）である場合を除く。）、第 3 月曜日及び第 5 月曜日並びに第 3 日曜日（山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第 3 日曜日）

(2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
- 2 適用期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

山形県告示第319号

山形県生涯学習センター条例（平成 2 年 7 月県条例第25号）第10条第 2 項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
- (1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前 9 時から午後 0 時30分までの間	午後 1 時から午後 5 時までの間	午後 5 時30分から 午後 9 時までの間	左記の時間帯全て
	ホール	6, 800円	9, 720円	10, 200円	26, 720円
	第 1 研修室	2, 850円	4, 080円	4, 280円	10, 080円

センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設を除く。）	第2研修室	1,590円	2,280円	2,390円	5,630円
	第3研修室	1,540円	2,200円	2,310円	5,440円
	第4研修室	860円	1,240円	1,300円	3,060円
	第5研修室	560円	800円	840円	1,980円
	第6研修室	560円	800円	840円	1,980円
	和室研修室	1,280円	1,830円	1,920円	4,520円
センター （山形県 緑町庭園 文化学習 施設に限る。）	多目的ホール	1,280円	1,840円	1,930円	4,540円
	分館和室研修室	1,260円	1,810円	1,900円	4,470円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合であって指定管理者が必要があると認めて使用するときの利用料金の額は、次のとおりとする。

名 称		1 時間当たりの利用料金の額	
		午後1時から午後5時までの間	午後5時30分から午後9時までの間
センター（山形県緑町庭園文化学習施設を除く。）	第1研修室	1,020円	1,220円
	第2研修室	570円	680円
	第3研修室	550円	660円
	第4研修室	310円	370円
	第5研修室	200円	240円
	第6研修室	200円	240円
	和室研修室	450円	540円

センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	460円	550円
	分館和室研修室	450円	540円

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1 台	3,410円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1 台	200円
	びょうぶ	1 双	1,040円
	所作台	1 台	200円
	平台	1 台	100円
	毛せん	1 枚	100円
	上敷ござ	1 枚	100円
	地がすり	1 張	310円
	指揮台	1 台	100円
	譜面台	1 台	100円
舞台照明設備	第1 ボーダーライト	1 列	510円
	第2 ボーダーライト	1 列	510円
	シーリングライト	1 列	1,040円
	アッパーホリゾンライト	1 列	740円
	ローアホリゾンライト	1 列	740円
	第1 サスペンションライト	1 列	1,040円
	第2 サスペンションライト	1 列	1,040円
	スポットライト	1 台	510円
	フットライト	1 列	310円
	ステージライト	1 台	150円
	ミラーボール	1 台	340円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テーブルデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,110円
	データプロジェクター	一式	770円
	カラーテレビカメラ	1 台	1,580円
	16ミリ映写機（1600ワット）	1 台	2,110円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,040円
	マイク（ホール用）	1 本	310円
	スライド映写機（550ワット）	1 台	1,040円
	スライド映写機（250ワット）	1 台	840円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円
	ビデオデッキ	1 台	310円
	ディー・ブイ・ディープレーヤー	1 台	310円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	310円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1 台	1,040円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1 台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	310円

展示設備	展示パネル	1 枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前 9 時から午後 0 時30分までの間、午後 1 時から午後 5 時までの間及び午後 5 時30分から午後 9 時までの間の各 1 回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1 キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1 時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1 時間当たりの金額
ホール	710円
第 1 研修室	270円

(5) 駐車場

区 分		利用料金の額
遊学館等の利用者のうち所定の手続きを行った者	センター等又は県が主催する講座及び研修の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が 4 時間を超える場合は、4 時間とする。）を超える時間30分までごとに100円
	上記以外の者	遊学館等の利用に要した時間（当該時間が 2 時間を超える場合は、2 時間とする。）を超える時間30分までごとに100円
上記以外の者		250円に 1 時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

備考

1 この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県生涯学習センター、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。

2 この表において「センター等」とは、山形県生涯学習センター（山形県緑町庭園文化学習施設を含む。）、山形県立図書館及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 4 月 11 日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立こころの医療センター清掃業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立こころの医療センター事務部総務経営課施設用度係 鶴岡市北茅原町13番1号

電話番号0235(64)8100

- 3 落札者を決定した日 令和7年2月28日

- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社セロン東北 山形市久保田一丁目8番28号

- 5 落札金額 136,184,400円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年1月17日

令和7年4月11日印刷
令和7年4月11日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県